



Title	研究ノート：若年出産と学業継続
Author(s)	染谷, 泰代; SOMEYA, Yasuyo
Citation	教育福祉研究, 10(1), 91-100
Issue Date	2004-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28374
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1)_P91-100.pdf



研究ノート：若年出産と学業継続

染谷 泰代

1 問題意識と目的

1970年代から日本の合計特殊出生率は低下し続け少子化がすすんでおり、エンゼルプランなど女性が（働きながら）子どもをうみ育てられやすい社会をめざした諸施策の実施や提言が試みられている。また、少子化促進要因を解明するため人口学や経済学、社会学などのアプローチから理論やモデルが唱えられている。多くの先進国と共通して認められる傾向であるが、女性の教育期間が長期化すると晩婚化、晩産化、少子化もすすんでいく。過去最低となった最新の合計特殊出生率が1.32（2000年）⁽¹⁾という数字は、あらためて「子どもをもつのがあたりまえ」な社会ではなくなったことを示唆すると同時に、今日の日本社会において子どもをもつこと、もたないことの意味や価値観への問い直しがなされていることも示唆するものといえよう。

他方では性的に活発な若年者が増え、非婚の若年出産件数や若年者の人工妊娠中絶（以下、中絶）件数の増加傾向が社会の関心事となっている。結婚の有無によらなければ10代による出産件数はここ15年ほどの間で1万5千～1万7千台の件数と大きな変化はみられなかったが、1998年に17,501件、1999年に18,253件、2000年には19,772件⁽²⁾と微増しており、10代の出産の潜在性は今後も大きくなるのではないかと推測される。興味深いことには、若年層全体では意志に沿わない結婚をするつもりはなく晩婚傾向に結びつく可能性が指摘される一方⁽³⁾で、従来の母親像を軽々と越えるかにみえる、「ギャルママ」⁽⁴⁾や「中学生ママ」⁽⁵⁾といった“新しい”母親像がメディアに登場し、みずからの生き方を主張しはじめてい

る。本稿では、晩婚化、晩産化がすすむ日本社会で「少数派」であるこうした10代の母親たちの出産を可能にしたサポート要因を学業とのかかわりを通して明らかにすることを目的とする。なお、本稿では特にことわりのないかぎり10代、思春期、若年を同義としている。

2 若年出産に関する研究の動向

前述した統計や先行研究から若年妊娠や若年出産に関して指摘されている点は、以下のように整理することができよう。まず、性行動の低年齢化が進み性的に活発な若年者が増加したこと、避妊をしないあるいはできない、あるいは避妊したつもりができていなかった件数が増加したこと、望まないあるいは意図しない若年妊娠件数が増加したことが挙げられている。若年者が妊娠した場合、大部分は中絶という帰結の傾向が強いため、中絶件数は増加したが、一部は出産という帰結もあった。出産という帰結の場合、以前は結婚を伴うケースが多かったが、近年は結婚せずに出産する若年女性が増加している⁽⁶⁾。若年出産には社会的「問題」があるといわれ、その問題とはひとつには非婚で出産することに起因すると考えられる経済的リスクや母親の精神的不安、生まれる子どもへの影響など（リウ真田⁽⁷⁾、堀口他⁽⁸⁾、日本産科婦人科学会生殖・内分泌委員会思春期をめぐる諸問題検討小委員会⁽⁹⁾、他）と、ふたつめには学業中断に起因する経済的リスク等について言及されている。さらに、社会的「問題」が生じることによって、初診時期の遅れなどからくる母子保健上の「問題」へとつながる可能性があるといった点に集約される（リウ真田⁽¹⁰⁾、堀口他⁽¹¹⁾、他）。またこうした、若年出産がリスクな「結果」を

もたらすというという指摘とともに、生活上のリスク要因を抱える若年者（「ハイリスクグループ」）の性行動や妊娠の帰結が社会的不利の再生産を誘発すると指摘する研究も蓄積されつつある（青木⁽¹²⁾、鈴木⁽¹³⁾、他）。

齋藤ら（2000）が行った都内93校の公立高校校長に対する高校生妊娠の実態と校長の意識調査の結果をみると⁽¹⁴⁾、実際は学校で把握できていない例もあり、相当数の妊娠数があると考えられること、高校生が母親として育児をしながら学業を継続する例は非常にまれであること、出産後の復学についての校長の意識はかなりの柔軟さを必要とすること、しかし生徒が母乳保育を希望すれば、学校内に授乳室をはじめ保育設備など育児環境の整備をしなければならないといったことなどが指摘されている。そして、母親としてしばらくは育児に専念するべきだとしながらも、出産した高校生が継続して教育が受けられるような積極的な配慮の姿勢もうかがえる。この研究ではわずかではあるが在学中の出産例があったことや、休学・復学を認めるなどの出産後の学業継続への配慮が校長の意識にあるということが明らかにされているが、生徒の妊娠・出産と学業についての校長の意識は個人差があることも明確化されている。

同じく都立高校について柳瀬（2000）による30校の養護教諭を対象にした高校生の妊娠についての調査によれば⁽¹⁵⁾妊娠した生徒の半数以上は中絶し出産する場合は退学するケースが多いということも明らかになった一方で、在学中や休学してあるいは卒業後に出産したケースもあることが報告されている。養護教諭は妊娠した生徒の相談を受け、本人や交際相手、他の教員や保護者との話し合いへの架け橋的役割を担うこともある。以下では、妊娠した高校生の出産を可能にしたサポート要因と学業とのかかわりを、養護教諭から聞き取りした事例から分析していく。

3 調査方法

(1) 調査方法と調査対象者

調査対象は、東京都内のある養護教諭らによる

研究会会員数名と、染谷が2001年に行った「高校生妊娠の実態調査」⁽¹⁶⁾回答者のなかから聞き取り調査への協力を申し出てくれた養護教諭である。また、本調査対象者により紹介された場合は、養護教諭に限らず他教科教員や生徒本人の聞き取りも行うこととした。調査時期は、2000年12月から2001年12月である。質問内容は、回答者が妊娠相談を受けた女子生徒がどのような状況で出産や中絶をしたのかを、おもに妊娠・出産の時期、学校側の反応、家族の反応、交際相手（夫）の反応および関係性の側面からたずねた。調査対象者は、東京都内の高校に勤務する教員（養護教諭14名、教科教員1名）と出産を経験した生徒1名である。調査の際の同席者は集計には含めていない。調査は〔事例5〕は職員室で、それ以外の事例についてはそれぞれの高校の保健室で行われ、平均の面接時間は1.5時間である。本調査では、妊娠した女子18事例についての聞き取りが行われた。分析するにあたり、出産した（予定も含めた）高校生の各事例について「長期休学せずに出産、卒業したケース」、「長期休学せずに出産、卒業予定のケース」、「退学して出産後、復学し、卒業予定のケース」、「卒業後出産したケース」、「出産のため退学したケース」、「長期休学し出産後復学したが、その後退学したケース」等の類型化をした。本稿では、比較的近年に相談のあった、以下8事例に着目する（表1参照）。

(2) 各事例の概要

事例1： 本人と交際相手（20歳前半）は、本人が2年生のころから交際を始めた。本人が2年生2月に妊娠を知り、本人の友人、担任（男性）を通じて養護教諭に相談がなされた。本人は遅かれ早かれ結婚して専業主婦になりたかった。本人の父親は本人の将来を考え卒業を望んだ。本人、本人の父親、校長の話し合いが行なわれた。5、6月頃に職員会議で話し合いの上休学が認められる。本人は1学期は通学、2学期は休学し、10月に出

表1 各事例の属性と出産を可能にしたサポート要因に関する基本事項

	相談を受けた年度	出産の時期	調査対象者	交際相手の年齢と職業	交際相手のその後の職業	出産や育児に関する家族のサポート	結婚の有無
事例1 長期休学せずに出産、卒業した都立全日制高校生	2000年度	3年生	都立高校養護教諭	20歳前後、高校を卒業後働いていた	—	あり	結婚した
事例2 長期休学せずに出産、卒業した都立全日制高校生	1998年度	2年生	都立高校養護教諭	同級生	卒業後就職	あり	結婚したと推測される
事例4 長期休学せずに出産、卒業予定の都立定時制高校生	2000年度	3年生	都立高校養護教諭	大学院生	修了後就職	あり	結婚した
事例5 退学して出産後、復学し卒業予定の都立定時制高校生	2001年度 (復学した年度)	2年生	都立高校養護教諭	専門学校生	卒業後就職	あり	結婚した
事例6 卒業後出産した東京都内私立全日制高校生	2000年度	卒業後	私立高校養護教諭	専門学校生	不明	あり	結婚した
事例7 卒業後出産した都立全日制高校生	1999年度	卒業後	都立高校養護教諭	高校生	不明	あり	結婚したと推測される
事例13 出産のため退学した都立全日制高校生	2000年度	—	都立高校養護教諭	高校2年生	退学後不明	あり	結婚した
事例15 長期休学し出産後復学したが、その後退学した都立全日制高校生のケース	2000年度	2年生	都立高校養護教諭	2歳ほど年上、働いていた	—	あり	結婚せず、交際は続いている

産、12月の期末試験より復学、3学期は通学し卒業へと至った。

事例2： 本人と交際相手は同級生で、本人が2年生の11月に妊娠が分かった。二人ははじめは中絶したいと考えていたが、本人の母親が出産と卒業を望んだ。このことについて何回かの職員会議が行なわれ、とくに体育実技に関しては本人の出来る範囲で参加ということで認められることになった。妊娠を契機に本人の親宅で交際相手も生活するようになった。本人が3年生の5月に出産、同年度に卒業した。卒業後本人は専門学校に入学し、交際相手は卒業後就職した。日中の保育は近所の人がしている。

事例4： 本人は昼間はファーストフード店で働き夜学校に通っていたが、3年生の6月に妊娠した。本人はうみたいと当時大学院生の交際相手に話したところ、すぐには肯定的反応がみられなかったが、しばらくして一緒に子どもを育てる気持ちになった。10月に結婚し翌年2月末に女兒を出産した。現在、本人と夫と子どもは本人の両親、妹と6人で生活している。高校にはそのまま通いつづけ、産後2ヶ月でファーストフード店（家から近い支店に異動）でふたたび働き始めた。

事例5： 本人は2度目の2年生の時に当時専門学校生（卒業年次）であった交際相手と暮らすため、早く独立したい、お金を貯めたいと考えていた。そうした折に妊娠し、欠時数も多くなっており退学し、結婚、出産した。しかし、退学の際「子どもが1歳になったら戻りたい」と話していた。本人と現在社会人の夫と子ども、本人の親、夫の親は互いの家も近く学校も近くであった。本人が通学している間は双方の親が子どもの面倒を見ることができたため、復学することになった。

事例6： 3年生の秋、以前も妊娠した経験のある本人がこのたびの妊娠を相談した。このときの交際相手は専門学校生（19か20歳位）で出産するか否かは本人に任せるとしていたが、とくに本人の母親が、ふたりに結婚と出産を望んだ。（卒業後に結婚した）職員会議で体育等の課題が話し合われ、保護者には可能な欠席日数が提示された。学校側、保護者、友人らの理解とサポートのもとで、本人はつわりを抱えながらも学業を継続し、同年度に卒業後、5月に出産した。

事例7： 本人は3年生秋に妊娠したことを養護教諭に相談した。交際相手も高校生だった。母親や姉妹は「うむ決意が固いなら一緒に育てよう」と理解を示した。母親ができれば卒業させたいという希望だったため、母親と校長、養護教諭、担任の話し合いがもたれた。2学期末に妊娠の事実関係について職員会議で話し合いがあった。学校側はこの生徒の状況を十分検討し、最終的に卒業認定会議で卒業を認めた。本人は卒業後、6月に出産した。

事例13： 2年生の2学期に男子生徒が来室し、同学年の元「彼女」が妊娠したと相談があった。男子生徒は自分は退学し働き、18歳になったら結婚するつもりで、女子生徒にはできれば学校を続けてもらいたかった。校長、双方の担任、双方の保護者、生徒2人で話し合いがもたれた。2人だけでは育てられないだろうから、双方の親が育児面・経済面の援助することが確認された。ただ、女子生徒が休学・留年・復学して子育てをすればというのは難しいだろうという見解が一致し、同学期中に2人で同時に退学した。

事例15： 本人が2年生になる頃妊娠が分かり、出産のため1年間休学した。交際相手

は2歳ほど年上で働いていた。復学し2年生として学業を続けたが、出席日数が足りずに年度終わりに退学した。当初は卒業後に結婚したいといていたが、次第に何年かしてから結婚すればいいと考えるようになり、交際は続いている。現在本人と子どもは本人の親と同居している。また、サポート校に通学しており、子どもは保育園に預けている。当校では校長、教員集団とも生徒の妊娠や出産をとくに問題視していない。

4 調査結果

(1) 妊娠・出産の時期と学校側の反応

まず、妊娠・出産の時期についてであるが、〔事例4〕や〔事例6〕、〔事例7〕のように、妊娠に気づくのが3年生の途中である場合は、1年生や2年生と比較して卒業できる可能性は高い。未取得単位は少なくなっているし、冬休みや卒業前の休みなどがあるからである。本調査で卒業した(予定である)11事例を検討した結果、全体としては〔事例1〕や〔事例2〕、〔事例7〕のように、親が希望したので妊娠した本人も卒業したいという気持ちがかたまっていく経緯が推測された事例が多数であった。一方、〔事例4〕のように妊娠した本人が、意欲的に学業に取り組んでいることが明確な事例もある。とくに〔事例5〕は欠時数が多く、退学の際は「学校に未練がない」ようにみられたが、妊娠・出産を機に学業への関心をもつようになったという。一方、〔事例15〕は出産のため1年間休学し、復学したが、子どもの体調不良や学業への関心が薄れたためか、欠席日数が多くなり退学した。しかしその後サポート校で学んでいる。学校側の反応は、保護者が本人の出産と学業継続を希望した場合は、話し合いの上で学校内の事故等の可能性についての確認が行われれば、学業継続を認めていこうという考えがみられた。少なくとも本調査の事例に関する多くの高校では、こうした学業継続への理解が確認された。

〔事例1〕：学校側としては、一度退学するか長期休学をすすめた。理由としては、母体保護と育児のため、学校は事故が起こりやすい場所である、他生徒への影響であった。それでも本人と保護者が卒業を望んだため、学校側は以下の対応をした。休みが100日を越えたら卒業できないことを確認させ、保護者の責任で本人を通学させ、危険を防ぐためにクラスと、体育、選択授業の教員には本人の妊娠を伝える等である。単位取得に関してもっとも配慮の必要と考えられる体育については、審判手伝いやレポート提出で単位を認める方法がとられた。しかしながら、長期でない休学(3ヶ月~100日未満)についての規定は、学校によって異なる。休学理由として、出産(いわゆる「産休」)が認められるのかどうかも学校によって異なる。

〔事例7〕：母親がまず、養護教諭と担任に相談に来た。「退学も覚悟しているが、本人の意思を尊重して出産を支援したい。そして、できれば退学しないで済む方法があればいいのだが。」ということであった。校長、母親、養護教諭、担任で話し合いの場をもった。母親は、本人らの交際が真剣であること、本人の意思や親族の理解を確認したこと、家族全員で子育てと本人の今後の自立に向けての支援にあたること等を話した。校長は母親の話聞き、「生徒指導の問題として考えるのではなく、この生徒のこれからの人生の頑張り期待したい」と理解を示した。卒業認定会議では、欠時数が数時間分規定を超えたため、卒業認定をめぐる検討対象となった。養護教諭と担任は、「本人の今後の人生にプラスになる方向で、先生方の意見を聞きたい」と提案した。「性に関すること、妊娠や出産は個人的な理由」ということで難色を示す意見もあったが、討論の結果、「特別理由」*として認められ補習を行い、卒業が可能となった。

* 欠時数が超過した場合、職員会議の討論の上「特別な理由」として認められると進級や卒業が可能となる場合がある(例:病気など)。

〔事例4〕、〔事例5〕は都立定時制高校の相談事例であるが、「全日制と比べていろいろな意味で定時制の規則はゆるい。過当たりの単位数は少なく、『5』をとろうと思わなければ何とか単位はとれてしまう」（〔事例5〕）ということから定時制高校の場合、出産・育児と学業（復学も含めて）の両立は、教員らの意識や予測される他生徒の反応、単位取得の面で、全日制高校よりも可能性が高いのではないかと推測される。都立高校では、出産ゆえに退学という校則は存在しない。

それでは、私立高校ではどのような対応がされているのだろうか。本調査では〔事例6〕が唯一私立高校生のケースである。

〔事例6〕：前任の校長のときは、生徒の妊娠が発覚した場合、処分の対象となり退学させられていたが、現在はそうではない。「不純異性交遊」ということばも、今の校則にはない。本ケースでは、職員会議で本人の課題（体育等）について話し合われた。保護者にも「このくらい欠席しても、卒業はできる」日数、補講等を提示した。数年前に、ある生徒の妊娠・出産について職員会議で話題があった。この生徒は本人の意思で退学していったが、その頃から職員の中では、妊娠・出産する生徒へのサポートの関心や理解があった。

〔事例6〕の私立高校は性教育にもかなり積極的な取り組みをしており、妊娠・出産する生徒へのサポートの関心や理解があるが、同教諭は「私立では一般的に、いまだ「妊娠がバレたら退学」という意識が強いのではないだろうか」と考えている。私立の場合、高校によっては現在も「不純異性交遊」を違反とする明文化された校則や生徒の性に対する教員の否定的な意識がうかがえる高校は存在するだろう。そうした高校では、妊娠した生徒の学業への理解を得る上ではより多くの課題が生じるのではないかと推測された。

さてここで、妊娠した生徒の学習権をめぐるジレンマが特徴的にあらわれたと考えられる〔事例2〕をみてみたい。

〔事例2〕：妊娠した本人（2年生）の母親が弁護士とともに学校に来て、本人が体育実技の授業を見学しても単位が認められないものだろうかかと相談した。養護教諭としては、母体保護のために長期休学が望ましいと考え本人らに提案したが、本人と保護者は長期休学せず同級生とともに卒業したいという意向だった。養護教諭と担任が本人の通院先に相談に行ったところ、産婦人科医の話では産前産後6週間の産休は労働者ではない学生にはあてはまらない。ゆえに少なくとも産前には休むようにと無理にはすすめられないとのことだった。何回かの職員会議では生徒の出産と学業に関してはいろいろな意見があり、見解の一致が難しかった。そのなかで、母子の健康を考えて長期休学・復学というかたちがよいのではという意見がだされた。しかし、本人と母親の意思は変わらなかったため、とくに配慮が必要とされる体育実技についてはできる範囲で参加するという単位を認める方向になった。校長もその経過に反対はしなかった。

結局本人は長期休学せずに出産し卒業したが、学校側としては、弁護士を学校に連れてきてみずからの「権利」を主張した本人たちの行為や考え方に苦い印象を受けた。同教諭はこの相談事例を通して、学習権保障の重要性は認めるが産するなら長期休学をすすめたいと改めて考えたという。

（2）家族の反応と交際相手（夫）の反応および関係性

本調査では、上記8事例に限らず出産したほとんどのケースにおいて、本人や交際相手（夫）の家族がなんらかのかたちで出産・育児のサポートをしている。〔事例1〕や〔事例2〕、〔事例4〕、〔事例5〕では、本人の通学中は家族（〔事例2〕では近所の人）もが子どもを預かり世話をしている。しかし、家族のサポートが得られる状況であっても、学業と子育ての両立は難しいだろうということで、〔事例13〕のように退学したケースもみられた。また、本調査では出産した（予定も含め

た) 15 事例のなかで、本人が出産前後に交際相手と結婚しているのが明確なものは 6 ケース、結婚したかどうか確認はとれなかったがともに生活していることから結婚の予定がある、あるいは結婚しているのではないかと推測できるもの 8 ケース、結婚はしていないが当時の交際相手と今も交際関係が続いているもの 1 ケース、という結果であった。つまり、シングル・マザーと考えられるケースはほとんどなかった。この結果から、若い女性らには性行動と結婚はもはやセットではないが、出産と結婚はセットととらえている規範意識がうかがえた。また、親や学校側も「結婚するなら、出産や学業を認める」という態度がうかがえた。

「10 年位前から、出産した生徒はいた。昔は、交際相手がクラスメイトやアルバイトの人といった間近な関係であり、真剣なおつきあいで、親が孫の面倒を見ていた。今は、出会い系サイトといった不特定の相手。妊娠が分かるとカンパで中絶する」(都立高校養護教諭)

「出産を選択する生徒は、妊娠する内の 1 割にもならないのではないだろうか。産んでも育てられないと思うのだろう。出産する場合は、相手と結婚するつもりでいるし、できれば続けたいが、高校を辞めても構わないと思うのでは。また、相手が生活能力があれば産む決意をするのではないだろうか。同級生同士のパターンは中絶するのが多い」(都立高校養護教諭)¹⁷⁾

また、本人が妊娠した当時の交際相手の年齢は、8 事例ともに 10 代後半から 20 代前半と考えられ、高校卒業後働いていた ([事例 1])、高校生 ([事例 2]、[事例 7]、[事例 13])、大学院生 ([事例 4])、専門学校生 ([事例 5]、[事例 6])、働いていた ([事例 15]) である。のちに高校生 ([事例 2]) は卒業後就職、大学院生 ([事例 4]) は修了後就職し、専門学校生 ([事例 5]) は卒業後就職、[事例 6] と [事例 7] の交際相手につい

ては不明、[事例 13] の高校生は退学後については不明であった。ただ、不明の 3 事例にしても、本人たちは結婚し、あるいは結婚したと推測ができ、また家族のサポートが得られていることより、どのケースも経済的基盤は確保されていたと推測できた。

以上の調査結果をまとめると、妊娠した生徒の出産を可能にしたサポート要因は、本人と交際相手ともに結婚する意思があることと、出産・育児に本人や交際相手の親の理解や経済面や育児面といったサポートが得られる環境といえるだろう。さらに学業継続とのかかわりを検討するならば、教員や校長ら管理職が妊娠・出産した生徒が学業継続する意思がある場合は、その意思を認めるということが前提として必要であるといえる。まず理解ありきで、そのうえで校内や体育等カリキュラムにおける母子の健康や安全への配慮、休学・復学も可能となるのであろう。しかしながら、生徒の性に対する意識には各教員間に個人差があり、各学校の教員集団意識とでもいべきものにも違いがあることが明らかになった。

5 むすびにかえて一学業継続における課題一

このようにみえてくると、生徒の妊娠・出産と学業をめぐるうえで、今後さらに生徒の性の自己決定権と学習権をどのように保障するかという議論が着目されるだろうといえることができる。まず、若年層における性感染症や望まない妊娠ならびに中絶件数の増加は、本人たちの意思や尊厳が無視された性の実態をしめしており、子どもの性的自己決定権を育む内容の性教育の必要性が示唆されている。また、多くの中学校や高等学校教員らは生徒の性の実態を目の当たりにしていることから、「すでに起きている」子どもへの性教育の必要性を実感している。

一方、生徒の学習権の保障については校長や教員は認識しているのだが、前述した [事例 2] から明らかなように、こと妊娠した生徒の学習権保障に関してはジレンマを感じる人が多いようである。本調査では生徒の妊娠や出産にとまな

た休学や復学について校長が知らずにいた事例もあった。けれども、生徒の欠時数が規定を超えた場合は職員会議で進級や卒業が検討され、また職員会議は法的には議決機関でなく諮問機関であり、最終決断と責任を負うのは校長である。学校によっては、生徒の妊娠相談を受けた養護教諭が他の教員らの否定的反応を予想し職員会議に議案を出すことにためらった、または否定的反応を実際に経験したという教諭もいる。妊娠・出産（性的自己決定権）と学業継続（学習権）の両立の難しさを考えさせる〔事例2〕のようなケースから、母子の安全を保障する制度的なシステムが存在しない日本の高等学校で、妊娠した生徒の学業をどのように保障するのが今後の課題であると考えられる⁽¹⁸⁾。

若年出産者の学業継続は、本人の健康状態や意思のみで達成できるわけではなく、交際相手の意思や関係性、親や学校側の理解とサポートといった多くの「条件」が必要となる。本稿で検討した多くの事例において、妊娠した生徒の学業継続という「成功」にいたるまでには、大人たち（とくに教員）の「意識」の変化や、現行の制度下、各学校が有する規定や「資源」がゆるす範囲での最大のサポート体制づくりへの「模索」の過程がみられた。

もちろん、こうした数例の「成功」事例のみで、若年者の性や妊娠の諸相をとらえようとするには危険が伴うであろう。厳しい経済状況や家庭内暴力にさらされた環境、あるいは学業の意欲を感じられず将来の目標が得られないといった環境の中で、一見、女性本人の「選択」や「自己決定」ととらえられる、しかし実際は「選択」が他にない、あるいは「自己決定」させられた、性行動や妊娠の帰結が社会的・経済的不利を再生産するという「悪循環」の構造については、日本においても実証、理論化がすすんでいることがそのことをしめしている。また、世代的再生産を検討する際には一時点ないし一世代の調査ではじゅうぶんではない。くわえて本調査では、10代の母親自身からではなく、養護教諭らからの間接的な情報収

集という方法に拠ったゆえの限界があることはいうまでもない。

10代の母親たちに対して、彼女たちが結婚するにせよしないにせよ、自分の親に家事や育児、経済面でも頼る生活をみて、「子どもが子どもをもつ」状況にいて批判的にみることも可能であろう。しかしながら、社会的・経済的不利を再生産する「環」の要因である学業中断を乗り越えることができることを若い母親たちが示していることも事実である。本調査では、制度的なサポートシステムが整備されていない状況でも、休学や退学、復学、転校といったさまざまな学びのありようをもつ、10代の母親たちがいることが明らかになった。また、彼女たちの出産と学業継続を可能にしたサポート要因を検討したことから、今後10代の母親への学業支援を考えるうえでの示唆が得られたのではないかと考えられる。と同時に、いまだ「妊娠イコール退学」という概念にとらわれた環境下におかれているであろう、多くの若い女性たちに向かって、「出産しても学校に通い続けることもできるし、もしいったん離れたとしても戻ることができる」のだというメッセージを、われわれからもまた伝えることができるのである。そしてそれが、古い「環」を断ち、新たな「環」をつくるきっかけとなるのではないだろうか。

注・文献

- (1) 厚生労働省『人口動態統計』。
- (2) 同上。
- (3) 宮原忍他「非婚・晩婚の母子保健学的研究（第3報）」『日本総合愛育研究所紀要』第33集、日本総合愛育研究所、1997年、69-103頁では、若年層に対して行った結婚観と将来の親としてのイメージを調査した結果から、若年層にもみられる晩婚化の可能性を指摘している。
- (4) 「ギャルママ」とは「ギャルファッションのまま結婚して子供を産んだギャル」のことであり、バブル期に台頭し円熟期を迎えた「ギャル文化＝女子高校生文化」のシンボルといわれる。「ギャ

ルママ」が登場する前から存在した「ヤンママ」とどのような違いがあるのか。「元暴走族や不良がたまたま子供ができてしまい追い詰められて仕方なく結婚してしまったのがヤンママ、ギャルママは追い詰められた印象がなく好きでやっているといった感じがする。ヤンママが普通の奥さんや社会に劣等感を持っているのに比べて、彼女たちはむしろ選民意識をもっている。」(『ギャルママの生活と意見』『ダカーポ』453号、マガジンハウス、2000年、54-65頁)

- (5) 「中学生ママ」は文字通り母親となった中学生のことであるが、「多くは小学生ですですに“夜の遊び”を覚え、大人から見ると非行の限りをつくした頃に中学入学。やっと“落ち着いて”少し年上の男性と交際を始めたかと思うと、すぐに妊娠……というパターン。」しかし「中には、中2で出産したあと勉強の面白さに目覚め、子育てのかたわら学校にマジメに通い出した少女もおり、彼女たちのあまりにストレートな生き方はキャリアコースをはずれるという道もあるんだ、そしていったんコースをはずれてもまた回り道して学校に戻ってくることもできる」ことを示している。インターネット上につき、自称「中学生ママ」について確認の手だてはないが、こうした「中学生ママ」のホームページは増えているという。(香山リカ『『中学生ママ』の、あまりにストレートな生き方』、キャリアガイダンス.net、リクルート)
- (6) 東京都幼稚園・小・中・高・心障性教育研究会『2002年調査 児童・生徒の性』学校図書株式会社、2002年、日本性教育協会『『若者の性』白書：第5回青少年の性行動全国調査報告』2001年、東京都高等学校保健体育研究会第六支部保健部会『性に関する意識調査：第6報』1999年、北村邦夫他「十代の望まない妊娠防止対策に関する研究」、林謙治他、『厚生省心身障害研究：望まない妊娠等の防止に関する研究・平成7年度研究報告書』1996年、厚生労働省『母体保護統計』、など。
- (7) リウ真田知子「若年出産者への保健指導」『ペリネイタルケア』1998 新春増刊、メディカ出版、1998年、197-208頁。
- (8) 堀口雅子他『『思春期における性行動に関する研究』妊娠した場合の医学的・社会的支援策—若年出産者が抱える諸問題を解決するために—』(平成5年度厚生省心身障害研究『REPRODUCTIVE HEALTH に関する研究』堀口・黒島グループ報告資料)、1994年。
- (9) 廣井正彦他「生殖・内分泌委員会報告：思春期をめぐる諸問題検討小委員会(わが国における思春期妊娠第4回調査報告)」『日本産科婦人科学会雑誌』49巻9号、1997年、763-780頁。
- (10) リウ真田知子、前掲論文。
- (11) 堀口他、前掲書。
- (12) 青木紀「調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1) —北海道A市における離婚母子世帯分析—」『教育福祉研究』第6号、2000年。
- (13) 鈴木佳代「現代高校生の生活と性行動」『教育福祉研究』第9号、2003年。
- (14) 斉藤益子他「高校生の性行動の実態と校長の意識—都内公立高校の調査から—」『思春期学』18巻3号、2000年、257-263頁。
- (15) 柳瀬さち子「高校生の妊娠についての調査結果」、『第20回日本思春期学会』報告、2000年。
- (16) 拙稿「日本における若年出産の現状と若年出産者に対する高等学校教育のサポートについて」お茶の水女子大学大学院修士論文、2002年。
- (17) 同上。
- (18) この点、米国では女子生徒が妊娠・出産を理由に退学を余儀なくされていた時期から、1970年代に出産した生徒が学校に通う権利を認められるようになり、現在10代の母親は学校に通わなければ社会福祉サービスを受けられないという潮流にある。もちろん、若い母親がおかれた状況は様々であり、通学しなくても育児をしながらでは(たとえ通学校に保育室が整備されていても)両立が難しい状況にある女性や、学校教育をみずからは必要としない女性もいることなどから、学業継続が一様に望ましいといえるわけではなく、社会福祉サービスと引き換えにし

て強制的に学業継続を義務づけることには疑問を呈さざるをえず、日本とはことなる課題を抱えていると考えられる。(拙稿「調査報告：米国 Schoo-aged Parents 教育支援プログラムの特徴と課題」『教育福祉研究』第9号、2003年)

参考資料

- ・青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』明石ライブラリー 52 明石書店、2003年。
- ・村瀬幸浩「子どもと性的自己決定 性教育との関連でー」『法律時報』75巻9号、日本評論社、

2003年、42-48頁。

- ・堀井節子他「女子高校生の性行動に関する研究 —養護教諭への相談事例10例の分析—」『京都府立医科大学医療技術短期大学部紀要』9巻2号、2000年、295-302頁。

お忙しいなか、また生徒の性という私的領域にかんする話題にもかかわらず、調査にご協力下さいました養護教諭の先生方に心よりお礼申し上げます。

(平成12年北海道大学教育学部卒業、平成14年お茶の水女子大学大学院人間文化研究科修士課程修了)